

令和5年6月23日

お客さま各位

広島県信用組合

### 融資の繰上返済手数料にかかる消費税のご返還のお知らせとお詫び

今般、当組合が取扱いしております融資の繰上返済手数料のうち、返済額に一定の比率を乗じる部分につきましては、消費税が不課税であることが判明いたしました。

これを受け、当組合では繰上返済の際にお客さまからお預かりのうえ、国に納付しておりました消費税額を、お客さまからお預かりしていた期間に応じた法定利息（令和2年3月31日までにお預かりした場合は年5%、以降は年3%）を加えたうえでお客さまにご返還させていただきます。

対象となりますお客さまには個別にご連絡のうえ、返還手続きを実施いたします。  
お客さまには多大なるご迷惑をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 対象となるお客さま

2017年（平成29年）7月3日～2023年（令和5年）2月16日の間にご融資を受け、当該融資の全額を繰上返済し、返済額に一定の比率を乗じた返済手数料にかかる消費税をお支払いされたお客さま

※ 一定の比率を乗じない定額の繰上返済手数料をお支払いいただいたお客さまは、消費税の課税対象となりますので、今般の消費税分の返還対象ではございません。

#### 2. お客さまへの対応

対象となりますお客さまには個別に文書にてご案内させていただき、速やかに返還手続きを実施いたします。

#### 【本件に対するお問い合わせ】

広島県信用組合

営業統括部 (082) 242-5578

月～金曜日（年末年始・祝日を除く）9:00～17:00

以上